

## 社会福祉法人広島和光園 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人広島和光園（以下「この法人」という。）定款8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準及び報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等に対して、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- 2 常勤理事については、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員については、報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等の報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- 2 常勤理事の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、別表2に定める額とする。
- 4 職務のために出張したときは、旅費規定に基づき(交通費、日当、宿泊料)支給する。
- 5 常勤役員の福利厚生については、原則として職員就業規則に準じる。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、職員の支給日と同日とし、本人名義の金融機関の口座振込みにて支給する。

- 2 前項の役員が任期途中で退任もしくは就任する場合は、日割り計算として支給する。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。
- 4 役員報酬からは、法令の定めるところによる控除すべき金額、その他立替金等を控除して現金にて支給する。

### (端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に円位未満の端数が生じたときには、四捨五入する。

(公 表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることにする。

附 則

この規定は、平成29年9月1日から施行する。

この規定は、一部改正し、令和2年4月1日より施行する。

別表1 常勤理事の報酬

月 額	250,000 円
-----	-----------

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	2,500 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	2,500 円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	2,500 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	2,500 円

(3) 監事

	日 額
理事会への出席	2,500 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	2,500 円

役員の報酬等の総額の決定について

○ 定款21条の規定により、役員に支給する報酬等総額を下記の通り決定し、令和2年4月1日以降に支給される報酬等金額により適用する。

区 分	人 数	年総額（最高限度額）
理 事	6人	3150,000 円以内
監 事	2人	60,000 円以内

当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。